

広島県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和四年広島県告示第二百七十号で認可した備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年三月二日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

令和四年広島県告示第二百七十号の事業地のうち中須町字竹安、字向田地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし